

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可

2020年2月10日
北陸電力株式会社

本日(2月10日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定^{*}」の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、社内で保有する土木設備及び建築設備に関する業務を所管する土木部において、業務内容の実態に合わせた組織名称とするため、「土木部」の名称を「土木建築部」に変更(2020年4月予定)することとし、この組織改正を反映した保安規定の変更認可申請を行いました。

(2019年12月23日お知らせ済)

本日(2月10日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

■今回の申請内容(変更内容)

土木部の組織名称変更を保安規定に反映

以 上

※ 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。